公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年９月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　破産者　ライブディック株式会社　古屋　靖公　破産管財人弁護士　大友　健治　宮城県仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13―５　国土交通大臣許可（特―03）第28266号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告